

事業継続計画書



社会福祉法人 福医会

— 目 次 —

I	事業継続基本計画書	
1	基本方針等.....	3
2	危機管理体制	3
3	重要業務	4
4	平常時の対応	5
5	教育・訓練	9
6	BCPの見直し	9
II	事業継続計画書(地震編)	
1	被害想定	10
2	地震直後の初動対応	11
3	事業継続対応	13
4	震発生後の対応の流れ	16
III	事業継続計画書(風水害編)	
1	被害想定	17
2	風水害直後の初動対応	18
3	事業継続対応	21
4	事業継続のための方針	21
5	風水害発生後の対応の流れ	24
IV	事業継続計画書(感染症編)	
1	被害想定	25
2	ウイルス感染症(新型)の発生後の対応	26
3	事業継続方針	26
4	感染症発生後の対応の流れ	28
5	事業所別感染症マニュアル	29
	(1) 法人本部	29
	(2) 特別養護老人ホームさいかい(短期含む)	29
	(3) 養護老人ホームさいかい.....	29
	(4) 介護療養型老人保健施設さいかい.....	29
	(5) さいかいクリニック(通所リハ含む)	29
	(6) 訪問介護さいかい・訪問介護ふくにゃん.....	29
	(7) 訪問リハビリテーションさいかい.....	29
	(8) 居宅支援事業所さいかい・介護の窓口ふくにゃん.....	29
	(9) デイサービスさいかい.....	29
V	社会福祉法人 福医会 危機管理体制規程	30

I 事業継続基本計画書

1 基本方針等

(1) 目的

本計画は、大規模災害の発生において、利用者・職員及び家族の安全を確保しながら法人の事業を適切に継続・運営することを目的とする。

(2) 適用範囲

本計画は、法人の全事業所に対して適用する。

(3) 基本方針

当会は、以下の基本方針に基づき、事業継続対応を行う。

基本方針	
人命の安全（利用児者及び職員等）	・利用者及び職員とその家族および関係者（取引先・来訪者等）の安全確保を最優先する。
社会的な供給責任	・災害等緊急事態の発生時においても社会的に必要とされる商品の供給を目指す。
法人の経営維持	・入所系施設利用者を優先し経営を維持する。 ・在宅利用者の生活を守り経営を維持する。
地域等との協調	・地域の一員として、地域住民や周辺自治体との協調に努める。 ・ボランティアの派遣・受け入れ等、また救助品等の配分、供給に努める。
二次災害の防止	・火災・爆発等二次災害の発生を防止し、地域への被害拡大を防ぐ。

2 危機管理体制

(1) 危機管理体制の整備

理事長は、大規模な危機等が発生したときには、危機管理対策本部を設置する。

危機対策本部
構成: 対策本部長・対策副本部長・全事業所管理者・危機管理委員・対策本部長が推薦する者 内容: ・当会における調整機能の確保 ・当該事業所と協力し、関係者の安否の確認 ・当該事業所と協力し、関係者の避難、救助 ・各事業所との連絡システムを確保し、電気、ガス、水道、電話等のライフラインの確保及び早期復旧 ・外部機関等へ人材の派遣、医療、救護、救援物資の提供等の援助に係る協力依頼 ・当該事業所と協力し、被害等に関する情報の収集及び伝達及び関係機関への報告 ・当該事業所と連携・協力し、県・市町・その他関係機関との連絡調整 ・理事会・評議員会との連絡・調整 ・その他災害等への対応に関し必要な事項

※危機対策本部に、対策本部長を置き理事長をもって充てる。対策本部長は、危機対策本部の総括を行う。

※危機対策本部に、対策副本部長を置き危機管理委員長を充てる。危機対策副本部長は危機対策本部長を補佐し、危機対策本部長が、不在、事故等にあった場合は、その職務を代行する。

(2) 担当と役割

対策本部の実施項目		担当者	代行者
活動分類	主な項目		
事業所内 支援	【総務関係】 <input type="checkbox"/> 備蓄品（非常食・生活用品の配布） <input type="checkbox"/> 対策本部員・応援要員の支援（食事、宿泊等） <input type="checkbox"/> 建物・備品等の被害状況の確認 <input type="checkbox"/> 電気、ガス、水道、電話の等のライフラインの確保及び早期復旧	管理者・ 危機管理 委員	法人本部 職員
	【人事関連】 <input type="checkbox"/> 職員およびその家族の安否確認 <input type="checkbox"/> 医療機関・保健所等との対応 <input type="checkbox"/> 理事・監事・評議員への連絡・報告	管理者・ 危機管理 委員	法人本部 職員
	【情報システム関連】 <input type="checkbox"/> 各事業所との連絡システムの確保 <input type="checkbox"/> 情報システム環境の整備 <input type="checkbox"/> 通信連絡手段の確保	管理者・ 危機管理 委員	法人本部 職員
業務運営	【事業継続関連】 <input type="checkbox"/> 利用者等関係者の安否確認 <input type="checkbox"/> 利用者等関係者の避難・救助 <input type="checkbox"/> 重要業務の復旧・休止指示 <input type="checkbox"/> 重要業務の継続及び休止等の対応支援・指示	管理者・ 危機管理 委員	法人本部 職員
法人外連 携	【情報収集・調整関連】 <input type="checkbox"/> 地域の被害状況確認 <input type="checkbox"/> 県・各市町・業界団体、地域との調整 <input type="checkbox"/> 法人外への情報発信（災害伝言ダイヤル等） <input type="checkbox"/> ボランティア等の受け入れ	管理者・ 危機管理 委員	法人本部 職員
	【広報関連】 <input type="checkbox"/> マスコミ等への情報発信 <input type="checkbox"/> 外部関係機関等からの問合せ対応	管理者・ 危機管理 委員	法人本部 職員

3 重要業務

(1) 重要業務

災害発生時においても、優先的に継続もしくは復旧させる業務を以下の観点から選定した。

ア 利用者の生命を第一に考える。

イ 入所系施設及び夜間支援サービスを行っている事業を優先する。

【重要業務一覧】

サービス名	業務内容
入所系施設 在宅診療 (訪問看護・介護・リハビリ)	①利用者への食事の提供、補水 ②利用者への清潔保持、衛生管理、看護、介護、支援 ③利用者への心のケア ④利用者への居住スペースの提供

※在宅診療については、特別に支援等を必要とする利用者。

※入浴、リハビリ等の提供に関しては、状況が整い次第サービスの提供を行う。

(2) BCP発動時の対応方針

BCPを発動した際は、重要業務を優先的に継続もしくは復旧させるために、他の業務に従事している職員や必要な資材・資金等を、適宜重要業務へ振り分ける。

4 平常時の対策

4-1 [地震・風水害編]

各事業所において、建物及び設備の危険点検を日頃から行うとともにその都度ハード面及びソフト面の対策を行う。

(1) ハード面の対策（建物・設備）

ア 建物周囲・境界

- ・周辺フェンスの損傷、劣化、補給の必要なところはないか点検し必要があれば補修する。
- ・周辺の排水路でつまりや埋め立てられているところはないか点検し必要があれば除去する。

る。

- ・屋根の状態点検及び危険箇所の補修をする。
- ・外壁、門、塀、手摺等の状態点検及び必要な補強をする。
- ・看板等の落下防止、物置や老木等の倒壊危険物の補強・除去等をする。

イ 建物

- ・建物床部外壁の点検を行い、予想浸水高以内に窓通気口がある場合は埋め戻す。
- ・亀裂損傷部分があれば補修する。
- ・消火器の設置場所の確認をする。

ウ 機械設備（屋内）

- ・移動可能な設備は緊急時に移動すべき高所をあらかじめ決めておく。
- ・設備の耐震性の確認をする。
- ・什器・備品類の転倒、転落、破損等防止措置はとられているか確認する。

エ 機械設備（屋外）

- ・移設可能なものは高所に移設する。

オ コンピュータ・重要書類（個人情報・記録等）

- ・コンピュータ・個人情報は復旧に時間がかかるので可能な限り高所で使用・保管を行う。
- ・データのバックアップを頻繁に行い、浸水危険のない場所に保管する。

- ・重要書類が損傷する恐れのある場合、事業所内の安全な場所に移動するか事業所外へ持ち出す。

(2) ソフト面の対策

ア 職員の確保

参集可能な確認方法は以下の通り。(参集可能な範囲は徒歩圏と設定/2.5 km/h)

事業所名	徒歩圏 職員	参集把握区分		
		○可能	△不確定	×不可能
法人本部	9人	1人	8人	6人
特別養護老人ホームさいかい（短期含む。）	23人	16人	7人	16人
介護療養型老人保健施設さいかい	11人	6人	5人	20人
さいかいクリニック（通所リハ含む。）	2人	2人	0人	4人
訪問介護さいかい	5人	2人	3人	4人
訪問リハビリテーションさいかい	0人	0人	0人	0人
居宅支援事業所さいかい	3人	1人	2人	3人
養護老人ホームさいかい	9人	3人	6人	3人
デイサービスさいかい	0人	0人	0人	6人
訪問介護ふくにゃん	0人	0人	0人	5人
介護の窓口ふくにゃん	0人	0人	0人	2人
合計	62人	31人	31人	63人

2023/10/1 現在 （※毎年4月1日及び10月1日現在にて調査）

イ 連絡網の整備と参集

- ・災害時は独自ドメイン（管理者 株式会社イシマル）を利用して安否確認を行う。
- ・独自ドメイン（管理者 株式会社イシマル）が利用できない職員で、通信機器等が使用できる場合には、それを使用して安否確認を行う。
- ・安否確認／一斉通報システム（仮称）が利用できない職員で、通信機器等も使用できない場合には24時間以内に当該事業所に出勤する。（自動的に参集）
- ・各施設等の非常連絡網も必要に応じて使用する。

ウ 備蓄

- ・各事業所において、以下の備蓄内容及び備蓄品を確保する。（01別添_事業継続計画書参照）

エ 水の確保

- ・生活用水確保のためタンク、ポンプを準備しておく。

オ 独自ドメイン（管理者 株式会社イシマル）の運用

・システム概要

震度6弱以上の地震が発生すると、安否確認システムから自動で利用者の安否確認の依頼メールもしくはアプリが起動するシステム。

・連絡方法

届いたメールのリンク先もしくはアプリから質問事項を選択し送信する。

4-2 「感染症編」

新型インフルエンザ感染症（COVID-19）のパンデミックを教訓に、平時から、病原性の高い感染症等の発生・流行（以下「新興感染症」という。）に備え、海外発生期～国内発生早期～回復期及び小康期のそれぞれの段階における対応策を策定し、法人内での感染者発生抑制及び感染拡大の防止に努める。

(1) 事前準備（平時からの準備）

新興感染症等の発生に備え、以下の事前準備を行う。

対 応 内 容 等	
情報収集	<ul style="list-style-type: none"> ・厚生労働省 ・外務省 ・国立感染症研究所 ・長崎県・西彼保健所 ・インターネット・テレビ・新聞等
保健所等の連絡先	<ul style="list-style-type: none"> ・西彼保健所
公衆衛生対策	<ul style="list-style-type: none"> ・手洗い・うがい
生活必需品等の備蓄	<ul style="list-style-type: none"> ・医薬品・衛生用品 ・備蓄食（飲料水等）
ワクチン接種の奨励	<ul style="list-style-type: none"> ・季節性インフルエンザワクチン接種の奨励

(2) 新興感染症等の発生を入手した場合の対応

ア 海外発生期に相当

新興感染症等の発生に備え、以下の事前準備を行う。

対 応 内 容 等	
情報収集	<ul style="list-style-type: none"> ・厚生労働省 ・外務省 ・国立感染症研究所 ・長崎県・西彼保健所 ・インターネット・テレビ・新聞等
海外渡航の制限措置	<ul style="list-style-type: none"> ・発生国への海外渡航自粛
発生国からの帰国者への対応	<ul style="list-style-type: none"> ・帰国者への健康管理
従業員への周知	<ul style="list-style-type: none"> ・新興感染症等に関する知識、情報の伝達
公衆衛生	<ul style="list-style-type: none"> ・医薬品・衛生用品 ・備蓄食（飲料水等）

イ 国内発生期～拡大期～蔓延期～回復期に相当

新興感染症等の発生に備え、以下の事前準備を行う。

対 応 内 容 等

対 応 内 容 等	
公衆衛生対策	<ul style="list-style-type: none"> ・手洗い、うがいの実施 ・マスク着用
感染機会の低減	<ul style="list-style-type: none"> ・通勤時間、通勤手段の変更 ・不要な外出の自粛
利用基準の変更（施設利用者等）	<ul style="list-style-type: none"> ・利用前検温、体調チェック
濃厚接触者への対応	<ul style="list-style-type: none"> ・自宅待機
感染者への対応	<ul style="list-style-type: none"> ・西彼保健所への相談 ・感染者の隔離、ゾーニングの実施
関係機関への報告	<ul style="list-style-type: none"> ・西彼保健所への相談 ・長崎県長寿社会課 ・西海市長寿介護課、佐世保市長寿社会課

※各関係機関の連絡先

機関名	電話番号
西彼保健所	095-856-5059
長崎県長寿社会課	095-895-2431
西海市長寿介護課	0959-37-0024
佐世保市長寿社会課	0956-24-1111

業者名	連絡先	業務内容
九州電力株式会社	0120-986-402	
九州電気保安協会	0956-31-6966	
西海市建設水道部 上水道課	0959-37-0072	
西海市建設水道部 下水道課	0959-37-0073	
ホルツ	095-826-2111	ガス、バルクタンク、ガス配管
黒瀬建設	0959-22-0185	施工業者

医療機関名	連絡先	連携内容
大島ながたクリニック	0959-23-0777	整形外科
山根歯科	0959-23-3252	歯科

ウ 国内小康期に相当

新興感染症等の発生に備え、以下の事前準備を行う。

対 応 内 容 等	
公衆衛生対策	<ul style="list-style-type: none"> ・手洗い、うがいの実施
情報収集	<ul style="list-style-type: none"> ・発生原因等の情報

対 応 内 容 等	
	・次の感染拡大に備えた情報収集
次の感染拡大に備えた準備	・備蓄の補充 ・前イ期の対応の見直し

(3) 報告

上記の新興感染症等の発生を入手した場合であって、前(2)のイに該当すると理事長が判断した場合、全事業所は法人本部へ、前日の利用者総数、利用者発症人数、職員の総数及び職員発症人数等を当日午前10時00分までにメール等で報告する。

5 教育・訓練

BCPの概要や重要性について法人内に周知するため、定期的に職員に教育を実施する。また本BCPに示す対応を法人内に根付かせ、BCPの実効性を向上させるため、定期的に訓練を実施する。

6 BCPの見直し

BCPの実効性を維持するため、定期的にBCP全体にわたる見直しを実施する。併せて、教育・訓練の結果や組織変更等によってBCPを見直す必要が生じた際にも、速やかに見直し・修正を実施する。

II 事業継続計画書(地震編)

1 被害想定

(1) 想定する被害

震度6弱以上の地震を想定する。

(2) 想定される被害状況

前(1)の地震が発生した場合の被害状況を以下のとおり想定する。

ア 周辺の被害状況

項目	想定される被害状況	
電気	発生から3日間程度停電する	
上下水道	発生から2週間程度停止する	
ガス	発生から1か月程度停止する	
情報通信 (固定電話、インターネット)	(固定電話) 通信規制のため1週間程度はつながりにくくなる。	(インターネット) 停電やケーブル断線のため1週間程度使用できない。
情報通信 (携帯電話：通話・メール機能)	(通話機能) 地震発生から1週間程度はつながりにくくなる。	(メール機能) 遅配するものの当日から使用できる。
道路	<ul style="list-style-type: none"> ・高速道路や一部の幹線道路は、緊急輸送車両以外の通行が禁止され、被害の少ない地域から徐々に一般車両の通行が再開する ・その他の道路では、車両の混雑の影響で渋滞が発生する。 	
鉄道	3日程度は鉄道の運行が完全に停止し、被害状況の確認後被害の少ない地域から順次運行を再開する。	
物流	緊急輸送物資以外の輸送は困難な状況が続く。	
燃料	ガソリンスタンドの営業停止や輸送能力の低下により、燃料は不足する。	

イ 法人の被害状況

項目	想定される被害状況
利用者	設備・什器類の移動・転倒や、耐震性の低い建物の大破・倒壊等によって、一部の利用者が負傷する。
職員	<ul style="list-style-type: none"> ・設備・什器類の移動・転倒や、耐震性の低い建物の大破・倒壊等によって、一部の職員が負傷する。 ・交通機関の停止や職員および職員家族の負傷により、一部の職員の出勤ができなくなる。
建物 (壁、柱、床、屋根、階段等)	<ul style="list-style-type: none"> ・耐震性の低い建物に、大破・倒壊等の大きな被害が発生する。 ・建物自体が被害を受けなくても、天井の一部が落下したり、蛍光灯・窓ガラスの一部が落下・飛散する被害が発生する。

項目	想定される被害状況
	※耐震性が低い建物の目安は、1981年以前に建てられた建物で、耐震補強がされていないもの。 ・地盤が液状化した場合、建物に傾斜等の被害が発生する。
設備・什器類 (製造設備、PC、コピー機、ラック等)	・固定していない設備・什器類が移動・転倒する。 ・公用車等、使用不可(破損等)
情報・データ	・未固定の基幹システムやサーバが転倒・損傷する。 ・バックアップを取っていないデータが失われる。
資金	・事業が停止した場合、収益が減少する。 ・建物・設備等の被災により、修繕・再調達費用等が発生する。

2 地震直後の初動対応

(1) 危機対策本部の設置

以下の事態が発生した場合に、危機対策本部を設置する。

<ul style="list-style-type: none"> ・拠点で震度6弱以上の地震が発生した場合 ・理事長もしくは危機管理委員長が緊急に対応する必要があると認めた場合 <p>【危機対策本部設置後の職員の初動対応】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職員において、通信機器等が使用できない場合は、24時間以内に当該事業所に出勤し安否確認を行う。 ・危機対策本部が立ち上がると、危機対策本部要員は事業所被害状況・利用者・職員の安否確認等が取れ次第、自動的に参集する。なお、就業時間外に発災した場合においても同様とする。 <p>【危機対策本部設置後の危機対策本部の初動対応】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・危機対策本部要員は各事業所の管理者並びに危機対策委員の2名とするが、事業所利用者・職員の安否確認を最優先とすることから、その場合は、各事業所管理者から推薦のあった2名を危機対策本部要員とする。 ・通信機器等が使用不可能な場合においては、危機対策本部への連絡・報告手段を確保するとともに、地震発生から概ね2時間以内には危機対策本部要員を派遣する。

危機対策本部の設置場所は以下のとおりとする。

※危機対策本部の設置は、法人本部を基本とするが、法人本部が災害等で使用できない時には、第二・第三候補に危機対策本部を設置するものとする。

<ul style="list-style-type: none"> ・第一候補：法人本部（西海市大島町1876-59） ・第二候補：介護の窓口ふくにゃん（佐世保市権常寺1-1-19） ・第三候補：デイサービスさいかい（西海市西彼町小迎郷2517-3）

(2) 初動対応

地震発生後における初動対応を以下のとおり定める。

項目	対応内容
安否確認	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者の安否を確認する。 ・職員とその家族の安否を確認する。 ※独自ドメイン（管理者 株式会社イシマル）・電話・メール・災害用伝言ダイヤル 171 上記で安否確認がとれない場合は発生後 24 時間以内に各事業所へ来る。
利用者・職員の帰宅/残留支援	<p>【利用者】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●原則として安全が確認されるまで待機とする。帰宅の判断は次の判断基準を参考に指示する。 判断基準：交通機関の復旧・幹線道路等の混雑状況の緩和が図られ安全に帰宅できるようになった場合又は家族に直接引き継げる時。 ●通所利用者に対して帰宅支援を行う。 支援内容：交通機関の復旧・幹線道路等の混雑状況の緩和が図られ安全に帰宅できるようになった場合又は家族に直接引き継げる時。 ●事業所へ残留する利用者に対して支援を行う。 支援内容：居住スペース・医薬品・寝具・水・食料等の提供 <p>【職員】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●原則として安全が確認されるまで待機とする。帰宅の判断は次の判断基準を参考に指示する。 判断基準：交通機関の復旧・幹線道路等の混雑状況の緩和が図られ安全に帰宅できるようになった場合。 ●事業所へ残留する職員に対して支援を行う 支援内容：水・食料等の提供・備蓄品・医薬品等 <p>【その他】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●受入れの判断を実施し、受け入れる場合は支援を行う。
被害状況の確認	<ul style="list-style-type: none"> ●拠点内の被害状況を確認する。 確認事項：建物・水・ガス・電気・電話
二次災害の防止措置	<ul style="list-style-type: none"> ●二次災害発生の恐れのある箇所に対して、二次災害の発生防止措置を施す。 防止措置：火災による消火活動・余震、降雨等による水害、土砂災害等の危険個所の点検・ガス等の供給コックやバルブの閉鎖、建物被害への修繕
被害情報の収集	<ul style="list-style-type: none"> ●地震関連情報を収集する。

項目	対応内容
	確認事項：公共放送・インターネット・無線電話・最寄りの消防署・警察署等による情報収集 ●（各事業所の被災が複数ある場合）被害状況を確認・集約する。 ●（取引業者が被災地に所在する場合）取引先の被害状況を確認する。
対外的な情報発信	●各関係機関等へ被害状況について連絡する。 連絡手段：電話・メール・無線電話・自動車・徒歩等により連絡

3 事業継続対応

(1) BCPの発動基準

BCPの発動及び解除は危機対策本部長が指示する。

段階	基準
BCP発動	以下の指標を総合的に勘案して、事業の継続に著しい影響があると判断される場合。 ・交通網の寸断や職員の負傷等による出勤可能な職員の不足 ・法人所有建物や設備等の被害状況 ・電気・上下水道・ガス・通信等の重要インフラの途絶 ・食糧等の状況
BCP解除	上記指標等の障害が回復し、事業への支障が解消したと判断される場合。

(2) 目標復旧時間と目標復旧レベル

大規模災害（危機）発生時における継続・早期復旧すべき事業とそれらの目標復旧時間を法人全体分で以下のように定める。

なお、目標（目標復旧時間）を、A（即時）・B（一ヶ月以内）及びC（二ヶ月以内）に区分する。

事業所名	目標	事業所名	目標
特別養護老人ホームさいかい	A	さいかいクリニック（通所リハビリ）	B
養護老人ホームさいかい	A	訪問リハビリテーションさいかい	C
介護療養型老人保健施設さいかい	A	訪問介護さいかい	C
居宅介護支援事業所さいかい	A	デイサービスさいかい	B
介護の窓口ふくにゃん	A	訪問介護ふくにゃん	C

(3) 事業継続のための方針

ア 重要施設被災時の事業継続戦略を以下のとおりとする。（入所施設）

- 特別養護老人ホームさいかい、介護療養型老人保健施設さいかい

事業継続戦略	対応内容
現地復旧	<input type="checkbox"/> 被災拠点を復旧する。

	※建物の倒壊若しくは、倒壊のおそれのあるものは除く。
--	----------------------------

●養護老人ホームさいかい

事業継続戦略	対応内容
現地復旧	<input type="checkbox"/> 被災拠点を復旧する。 ※建物の倒壊若しくは、倒壊のおそれのあるものは除く。
さいかいクリニックで代替	<input type="checkbox"/> さいかいクリニックへ職員が移動して、業務を継続する。

イ 事業継続のための方針

通所及び訪問事業再開に関して必要な経営資源は以下のとおりとする。

(ア) さいかいクリニック

必要な経営資源	必要な経営資源の詳細
職員	医師1名、看護師1名以上、放射線技師1名、事務員1名
施設	診療が行えるスペース等の確保
設備	検査機器（レントゲン機器）、事務機器
備品・消耗品	テーブル、イス、診療台、ベッド
ライフライン	電気、水道、ガス、道路整備
情報	緊急時の連絡が行えるように固定電話の復旧
その他	院外薬局の営業、医薬品3日分程度など

(イ) さいかいクリニック通所リハビリテーション

必要な経営資源	必要な経営資源の詳細
職員	上記同様、介護職員2名以上、療法士1名
施設	通所リハビリの日中活動が行えるスペース等の確保
設備	給食設備、入浴設備
備品・消耗品	食器・テーブル・イス・静養用ベッド
ライフライン	電気、水道、ガス、道路整備
情報	緊急時の連絡が行えるように固定電話の復旧
その他	送迎車両、燃料など

(ウ) 訪問リハビリテーションさいかい

必要な経営資源	必要な経営資源の詳細
職員	療法士1名
施設	リハビリ提供が行えるスペース等の確保（利用者宅等）
備品・消耗品	血圧計、体温計、パルスオキシメーター
ライフライン	道路整備
情報	緊急時の連絡が行えるように携帯電話の復旧

その他	送迎車両、燃料など
-----	-----------

(エ) 訪問介護さいかい、訪問介護ふくにゃん

必要な経営資源	必要な経営資源の詳細
職員	介護職員 1 名以上
施設	サービス提供が行える自宅等の安全確保
備品・消耗品	血圧計、体温計、パルスオキシメーター
ライフライン	道路整備、電気・水道・ガス（サービス提供内容による）
情報	緊急時の連絡が行えるように携帯電話の復旧
その他	送迎車両、燃料など

(オ) デイサービスさいかい

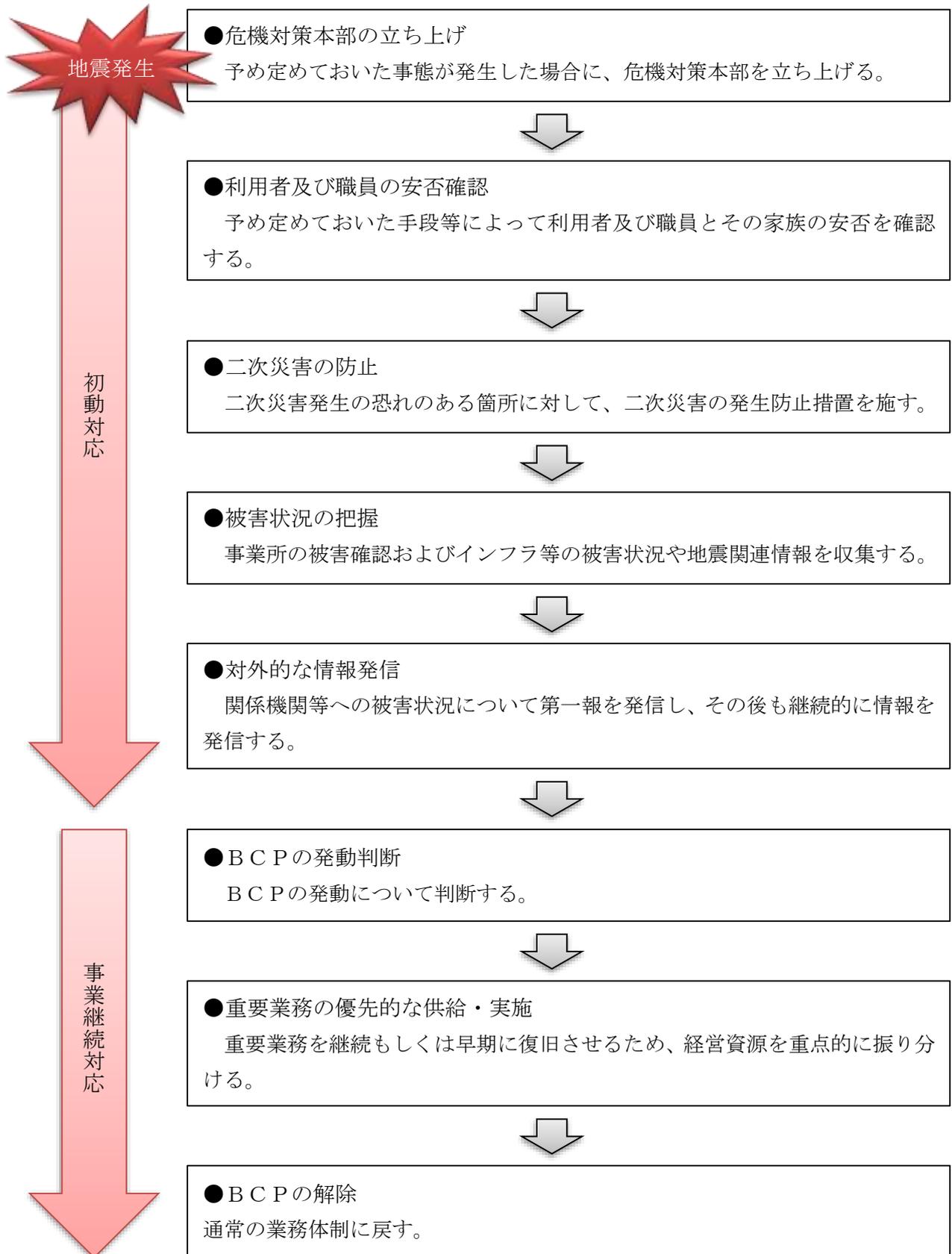
必要な経営資源	必要な経営資源の詳細
職員	介護職員 2 名以上、調理員 1 名、
施設	日中活動が行えるスペース等の確保
設備	冷蔵庫・調理台等業務に必要なもの
備品・消耗品	食材・食器・テーブル・イス・静養用ベッド
ライフライン	電気、水道、ガス、道路整備
情報	緊急時の連絡が行えるように携帯電話の復旧
その他	送迎車両、燃料など

(カ) 居宅介護支援事業所さいかい、介護の窓口ふくにゃん

必要な経営資源	必要な経営資源の詳細
職員	介護支援専門員 1 名以上
施設	日中活動が行えるスペース等の確保
ライフライン	電気、水道、ガス、道路整備
情報	緊急時の連絡が行えるように携帯電話の復旧
その他	移動用車両、燃料など

4 地震発生後の対応の流れ

大規模地震発生後における、初動対応から事業継続対応に至るまでの流れを以下に示す。



III 事業継続計画書(風水害編)

1 被害想定

(1) 想定する被害

地域	事業所	想定する災害
西海市 大島町	特別養護老人ホームさいかい 介護療養型老人保健施設さいかい さいかいクリニック（通所リハビリ） 訪問リハビリテーションさいかい 訪問介護さいかい 居宅介護支援事業所さいかい	<ul style="list-style-type: none"> ・建物全面、台風等の暴風雨により窓ガラスの破損が想定される。 ・建物南側、山斜面から崩落による土砂災害及び樹木の倒木が想定される。 ・建物北側立て看板、台風等の暴風雨によりボード（看板面）の破損が想定される。
西海市 崎戸町	養護老人ホームさいかい	<ul style="list-style-type: none"> ・建物全面台風等の暴風雨又は高波により窓ガラスの破損及び浸水被害が想定される。
西海市 西彼町	デイサービスさいかい	<ul style="list-style-type: none"> ・建物北側、東側傾斜から崩落による土砂災害及び浸水被害が想定される。 ・台風等の暴風による窓ガラス及びカーポートの破損又は倒壊の被害が想定される。
佐世保市 権常寺	訪問介護ふくにゃん 介護の窓口ふくにゃん	<ul style="list-style-type: none"> ・小森川の河川氾濫による水害、台風等の暴風雨により北側裏口及び南側出入口側の窓ガラスの破損が想定される。

(2) 想定される被害状況

前(1)の地震が発生した場合の被害状況を以下のおり想定する。

ア 周辺の被害状況

項目	想定される被害状況	
電気	発生から1～2週間程度停電する。(被災状況による)	
上下水道	発生から2週間程度停止する。(被災状況による)	
ガス	発生から1か月程度停止する。(被災状況による)	
情報通信 (固定電話、インターネット)	(固定電話) 通信規制のため1週間程度はつながりにくくなる。	(インターネット) 停電やケーブル断線のため1週間程度使用できない。
情報通信 (携帯電話：通話・メール機能)	(通話機能) 地震発生から1週間程度はつながりにくくなる。	(メール機能) 遅配するものの当日から使用できる。
道路	<ul style="list-style-type: none"> ・高速道路や一部の幹線道路は、緊急輸送車両以外の通行が禁止され、被害の少ない地域から徐々に一般車両の通行が再開する ・その他の道路では、車両の混雑の影響で渋滞が発生する。 	
鉄道	3日程度は鉄道の運行が完全に停止し、被害状況の確認後被害の	

項目	想定される被害状況
	少ない地域から順次運行を再開する。
物流	緊急輸送物資以外の輸送は困難な状況が続く。
燃料	ガソリンスタンドの営業停止や輸送能力の低下により、燃料は不足する。

イ 法人の被害状況

項目	想定される被害状況
利用者	<ul style="list-style-type: none"> ・建物内への水の侵入により、一部の利用者が負傷する。 ・暴風雨の飛来物により、一部の職員が負傷する。
職員	<ul style="list-style-type: none"> ・建物内への水及び土砂の侵入により、一部の職員が負傷したり流されて溺れる危険がある。 ・暴風雨の飛来物により、一部の職員が負傷する。 ・交通機関の停止や職員および職員家族の負傷により、一部の職員の出勤ができなくなる。
建物 (壁、柱、床、屋根、 階段等)	<ul style="list-style-type: none"> ・浸水、土石流により破損、大破する。 ・浸水等により、汚水等が氾濫する。 ・暴風雨による屋根の破損、飛来物による窓ガラス、壁、建物が破損する。
設備・什器類 (製造設備、PC、コ ピー機、ラック等)	<ul style="list-style-type: none"> ・固定していない設備・什器類が水没、破損、大破する。 ・公用車等、使用不可（水没、破損等）
情報・データ	<ul style="list-style-type: none"> ・未固定の基幹システムやサーバが水没・損傷する。 ・バックアップを取っていないデータが失われる。
資金	<ul style="list-style-type: none"> ・事業が停止した場合、収益が減少する。 ・建物・設備等の被災により、修繕・再調達費用等が発生する。

2 風水害直後の初動対応

(1) 危機対策本部の設置

以下の事態が発生した場合に、危機対策本部を設置する。

<ul style="list-style-type: none"> ●危機管理体制規程の災害レベルに該当した場合 <ul style="list-style-type: none"> ・死亡者、行方不明又は重傷者が発生した場合 ・事業所に被害が発生した場合であって、被害の拡大の恐れがある場合 ・複数の事業所で負傷者が発生し、又は施設に被害が発生した場合

危機対策本部の設置場所は以下のとおりとする。

※危機対策本部の設置は、法人本部を基本とするが、法人本部が災害等で使用できない時には、第二・第三候補に危機対策本部を設置するものとする。

- ・ 第一候補：法人本部（西海市大島町 1876-59）
- ・ 第二候補：介護の窓口ふくにゃん（佐世保市権常寺 1-1-19）
- ・ 第三候補：デイサービスさいかい（西海市西彼町小迎郷 2517-3）

危機対策本部の業務内容は以下のとおりとする。

- ・ 事業所等との調整機能の確保を行う。
- ・ 当該事業所と協力し、関係者の安否の確認を行う。
- ・ 当該事業所と協力し、関係者の避難。救助を行う。
- ・ 電気・ガス・水道・電話等のライフラインの確保及び早期復旧作業を行う。
- ・ 外部機関への人材派遣、医療、救護、救援物資の提供の援助に係る協力依頼を行う。
- ・ 当該事業所と協力して、被害等に関する情報の収集および伝達を行う。
- ・ 関係機関への連絡・調整・報告を行う。
- ・ 理事会・評議員会への報告を行う。
- ・ その他災害等への対応に関して必要な事項を行う。

危機対策本部設置後の職員の初動対応は以下のとおりとする。

- 危機対策本部より各事業所へ一斉災害時連絡メールにより、当該関係者へ連絡、報告する。
- 対策本部関係者のみの参集の場合
 - ・ 危機対策本部要員は当該事業所を除く各事業所の管理者並びに危機対策委員の2名とする。
 - ・ 通信機器等が使用不可能な場合においては、発生から概ね2時間以内には危機対策本部へ参集する。
- 当該事業所以外の全職員を参集する場合
 - ・ 一斉災害連絡メールを受けた関係者は、各事業所の非常連絡網等により、全職員へ連絡の上、危機対策本部へ参集する。
 - ・ 通信機器等が使用不可能な場合においては、連絡から概ね2時間以内には危機対策本部へ参集する。

※就業時間外に発災した場合においても同様とする。

(2) 初動対応

風水害発生後における初動対応を以下のとおり定める。

項目	対応内容
避難	<ul style="list-style-type: none"> ・ 水害発生時、2階以上へ避難する。（垂直避難） （日中・夜間共通） ・ 利用者数及び支援体制等を考慮し、避難する。
安否確認	<ul style="list-style-type: none"> ・ 利用者の安否を確認する。 ・ 職員とその家族の安否を確認する。

項目	対応内容
	<p>※独自ドメイン（管理者 株式会社イシマル）・電話・メール・災害用伝言ダイヤル 171</p> <p>上記で安否確認がとれない場合は発生後 24 時間以内に各事業所へ来る。</p>
利用者・職員の帰宅/残留支援	<p>【利用者】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●原則として安全が確認されるまで待機とする。帰宅の判断は次の判断基準を参考に指示する。 判断基準：交通機関の復旧・幹線道路等の混雑状況の緩和が図られ安全に帰宅できるようになった場合又は家族に直接引き継げる時。 ●通所利用者に対して帰宅支援を行う。 支援内容：交通機関の復旧・幹線道路等の混雑状況の緩和が図られ安全に帰宅できるようになった場合又は家族に直接引き継げる時。 ●事業所へ残留する利用者に対して支援を行う。 支援内容：居住スペース・医薬品・寝具・水・食料等の提供 <p>【職員】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●原則として安全が確認されるまで待機とする。帰宅の判断は次の判断基準を参考に指示する。 判断基準：交通機関の復旧・幹線道路等の混雑状況の緩和が図られ安全に帰宅できるようになった場合。 ●事業所へ残留する職員に対して支援を行う 支援内容：水・食料等の提供・備蓄品・医薬品等 <p>【その他】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●受入れの判断を実施し、受け入れる場合は支援を行う。
被害状況の確認	<ul style="list-style-type: none"> ●拠点内の被害状況を確認する。 確認事項：建物・水・ガス・電気・電話
二次災害の防止措置	<ul style="list-style-type: none"> ●二次災害発生の恐れのある箇所に対して、二次災害の発生防止措置を施す。 防止措置：水害、土砂災害等の危険個所の点検・ガス等の供給コックやバルブの閉鎖、建物被害への修繕
被害情報の収集	<ul style="list-style-type: none"> ●風水害関連情報を収集する。 確認事項：公共放送・インターネット・無線電話・最寄りの消防署・警察署等による情報収集 ●（各事業所の被災が複数ある場合）被害状況を確認・集約する。 ●（取引業者が被災地に所在する場合）取引先の被害状況を確認する。

項目	対応内容
対外的な情報発信	●各関係機関等へ被害状況について連絡する。 連絡手段：電話・メール・無線電話・自動車・徒歩等により連絡

3 事業継続対応

(1) B C Pの発動基準

B C Pの発動及び解除は危機対策本部長が指示する。

段階	基準
B C P発動	以下の指標を総合的に勘案して、事業の継続に著しい影響があると判断される場合。 ・交通網の寸断や職員の負傷等による出勤可能な職員の不足 ・法人所有建物や設備等の被害状況 ・電気・上下水道・ガス・通信等の重要インフラの途絶 ・食糧等の状況
B C P解除	上記指標等の障害が回復し、事業への支障が解消したと判断される場合。

(2) 目標復旧時間と目標復旧レベル

大規模災害（危機）発生時における継続・早期復旧すべき事業とそれらの目標復旧時間を法人全体分で以下のように定める。

なお、目標（目標復旧時間）を、A（即時）・B（一ヶ月以内）及びC（二ヶ月以内）に区分する。

事業所名	目標	事業所名	目標
特別養護老人ホームさいかい	A	さいかいクリニック（通所リハビリ）	B
養護老人ホームさいかい	A	訪問リハビリテーションさいかい	C
介護療養型老人保健施設さいかい	A	訪問介護さいかい	C
居宅介護支援事業所さいかい	A	デイサービスさいかい	B
介護の窓口ふくにゃん	A	訪問介護ふくにゃん	C

(3) 事業継続のための方針

ア 重要施設被災時の事業継続戦略を以下のとおりとする。

- 特別養護老人ホームさいかい、介護療養型老人保健施設さいかい

事業継続戦略	対応内容
現地復旧	<input type="checkbox"/> 被災拠点を復旧する。

業務一覧と復旧優先度

業務	継続の優先度	業務	継続の優先度
食事・食事介助	継続	機器メンテナンス	継続

業務	継続の優先度	業務	継続の優先度
入浴・入浴介助	復旧次第	身だしなみ	継続
排泄・排泄介助	継続	見守り・起床介助	縮小
医療行為	継続	移動介助	縮小
清掃・換気	縮小	余暇活動	一時停止

●養護老人ホームさいかい

事業継続戦略	対応内容
現地復旧	<input type="checkbox"/> 被災拠点を復旧する。
さいかいクリニックで代替	<input type="checkbox"/> 当施設2階又はさいかいクリニックへ職員が移動して、業務を継続する。

業務一覧と復旧優先度

業務	継続の優先度	業務	継続の優先度
食事・食事介助	継続	機器メンテナンス	継続
入浴・入浴介助	復旧次第	身だしなみ	継続
排泄・排泄介助	継続	見守り・起床介助	縮小
医療行為	継続	移動介助	縮小
清掃・換気	縮小	余暇活動	一時停止

●居宅介護支援事業所さいかい、介護の窓口ふくにゃん

事業継続戦略	対応内容
現地復旧	<input type="checkbox"/> 被災拠点を復旧する。 ※電話（固定・携帯）が使用可能な状態であれば即時業務開始

業務一覧と復旧優先度

業務	継続の優先度	業務	継続の優先度
相談業務等	継続		

●さいかいクリニック（通所リハビリ）、デイサービスさいかい

事業継続戦略	対応内容
現地復旧	<input type="checkbox"/> 被災拠点を復旧する。

業務一覧と復旧優先度

業務	継続の優先度	業務	継続の優先度
医療行為	継続	機器メンテナンス	継続
リハビリテーション	継続	身だしなみ	継続
食事・食事介助	継続	移動介助	継続
入浴・入浴介助	復旧次第	送迎車両	縮小

業務	継続の優先度	業務	継続の優先度
排泄・排泄介助	継続	余暇活動	一時停止
清掃・換気	縮小		

●訪問リハビリテーションさいかい、訪問介護さいかい、訪問介護ふくにゃん

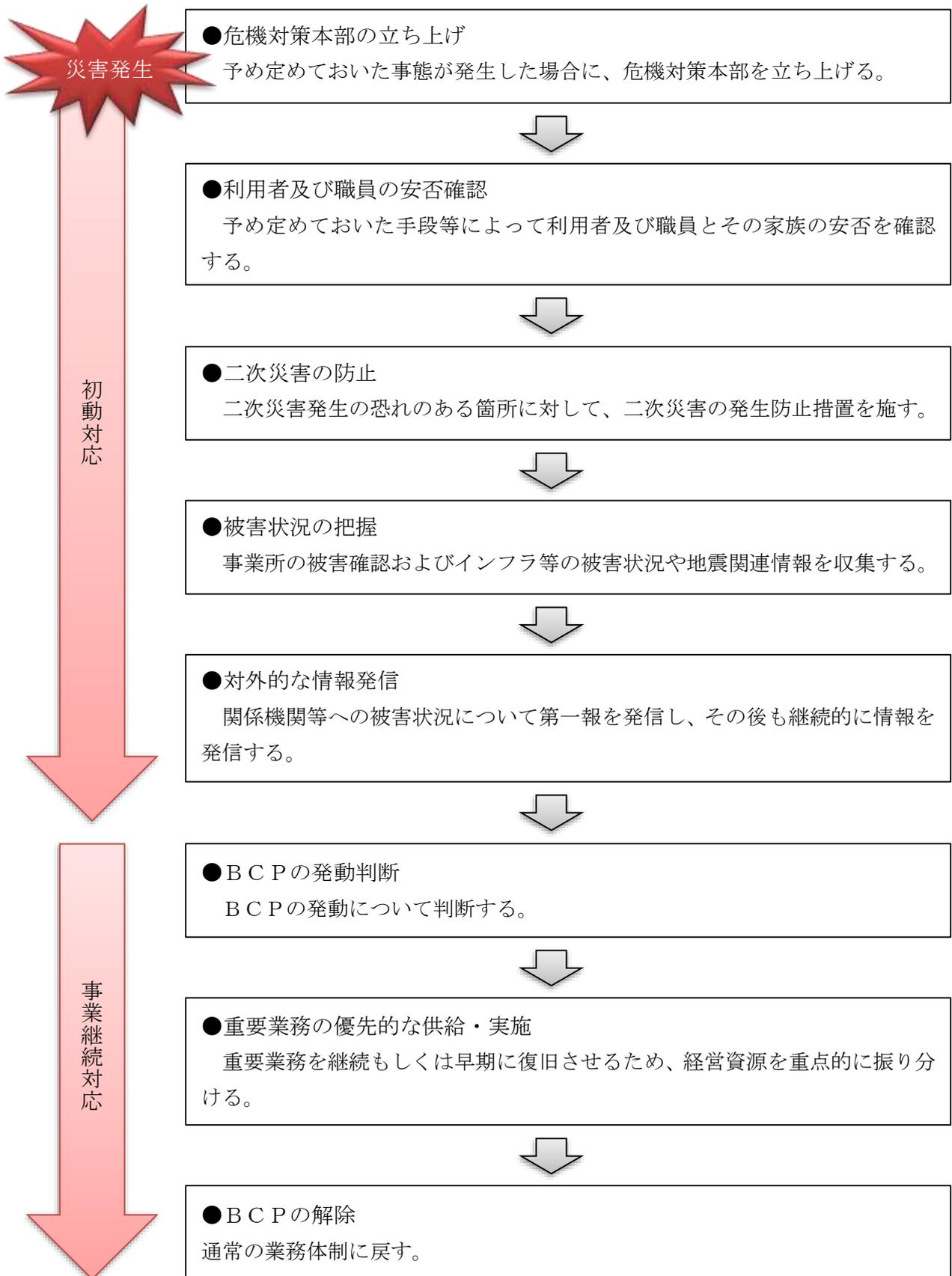
事業継続戦略	対応内容
現地復旧	<input type="checkbox"/> 被災拠点を復旧する。 ※電話（固定・携帯）及びサービス提供場所が使用可能かつ交通機関等の状況により業務開始

業務一覧と復旧優先度

業務	継続の優先度	業務	継続の優先度
相談業務等	継続	身だしなみ	継続
サービス提供	復旧次第		

4 風水害発生後の対応の流れ

風水害発生後における、初動対応から事業継続対応に至るまでの流れを以下に示す。



IV 事業継続計画書(ウイルス感染症<新型編>)

1 被害想定

(1) 想定する被害

ウイルス感染症（新型）の発生、流行を想定する。

発病率	25%
欠勤割合	40%
回復までの期間	7日
流行期間	約8週間

(2) 想定される被害状況

前(1)が発生した場合の被害状況を以下のとおり想定する。

第1段階 (おおむね海外発生時)	<ul style="list-style-type: none"> ・帰国者の大幅増大や検疫の強化により、国内の空港・港湾で相当な混雑が発生 ・出張や旅行の自粛 ・国民の不安が増大し、国、自治体、保健所、医療機関等へ問い合わせが増大 ・食料品、生活必需品に対する需要が増加 ・マスク、消毒液等の需要が増加
第2段階 (国内発生時早期)	<ul style="list-style-type: none"> ・国、保健所等への問い合わせが増大 ・発生地域における ・学校施設等の臨時休業、集会、興行等不特定多数が集まる場の提供する事業の休業 ・職員の一部に感染者が発生 ・感染者の濃厚接触者への外出禁止が要請され、出勤が困難になる ・感染者以外にも濃厚接触者や学咬閉鎖等により、欠勤者が増加 ・一部業者で不要不急の事業を縮小・休止する動き ・一部事業者で来訪者の入場制限、検温、手指消毒、マスク着用などを求める動き
第3段階 (感染拡大期・まん延期・回復期)	<ul style="list-style-type: none"> ・抗インフルエンザウイルス薬を求める患者が多数医療機関に来訪するなど、混乱が発生 ・医療従事者（医師、看護師等）の不足により、一部の診療を休止する医療機関が出現 ・発生地域における ・学校施設等の臨時休業、集会、興行等不特定多数が集まる場への提供事業の休業が全国に拡大 ・電力、上下水道、ガス、電話等のライフラインはおおむね維持 ・流通、物流の停止、生産、輸入の減少により食料品、生活必需品の救急不足が発生するおそれがある ・マスク等の個人防衛具の購入が困難ななる可能性がある

	・感染拡大に加え、学校・保育施設の臨時休業や介護等サービスの不足により、職員の欠勤増加
第4段階 (小康期)	・社会が安定し始める ・経済活動が一部安定化

2 ウイルス感染症（新型）の発生後の対応

(1) 危機対策本部の設置

ア 以下の事態が発生した場合に、危機対策本部を設置する。

- 法人内にウイルス感染症（新型）の感染者が発生した段階で危機対策本部を設置する。
- ※危機対策本部設置後は、事業所での流行状況等の情報収集を行い、法人内発生に備える。

イ 危機対策本部の設置場所は以下のとおりとする。

- ※危機対策本部の設置は、法人本部を基本とするが、法人本部に感染者が多い場合には、第二・第三候補に危機対策本部を設置するものとする。

- ・第一候補：法人本部（西海市大島町 1876-59）
- ・第二候補：介護の窓口ふくにゃん（佐世保市権常寺 1-1-19）
- ・第三候補：デイサービスさいかい（西海市西彼町小迎郷 2517-3）

(2) 危機対策本部の業務内容

危機対策本部の業務内容は以下のとおりとする。

- ・事業所等との調整機能の確保を行う。
- ・当該事業所と協力し、被害等に関する情報の収集および伝達を行う。
- ・関係機関への連絡・調整・報告を行う。
- ・理事会・評議員会への報告を行う。
- ・その感染等への対応に関して必要な事項を行う。

(3) 危機対策本部設置後の職員の初動対応

危機対策本部設置後の職員の初動対応は以下のとおりとする。

- 対策本部関係者のみの参集の場合
 - ・危機対策本部要員は各事業所の管理者並びに危機対策委員の2名を基本とする。

3 事業継続対応

(1) BCPの発動基準

BCPの発動及び解除は危機対策本部長が指示する。

段階	基準
BCP発動	その時点での発症者の割合が利用者 30%、職員 20%を超えた場合
BCP解除	利用者・職員 10%以下まで沈静化した場合

(2) 法人全体で広範囲にウイルス感染症（新型）が発生した場合

ア 法人全体で広範囲にウイルス感染症（新型）が発生した場合における継続・停止する事業を法人全体で以下のように定める。

事業継続事業所	事業停止事業所
特別養護老人ホームさいかい（法人本部含む。） 養護老人ホームさいかい 介護療養型老人保健施設さいかい さいかいクリニック ※ 訪問介護さいかい ※ 訪問介護ふくにゃん ※ 居宅介護支援事業所さいかい ※ 介護の窓口ふくにゃん	さいかいクリニック通所リハビリ 訪問リハビリテーションさいかい デイサービスさいかい （訪問介護さいかい） （訪問介護ふくにゃん） （居宅介護支援事業所さいかい） （介護の窓口ふくにゃん）

※については、緊急対応を必要とする利用者

イ 職員の派遣について

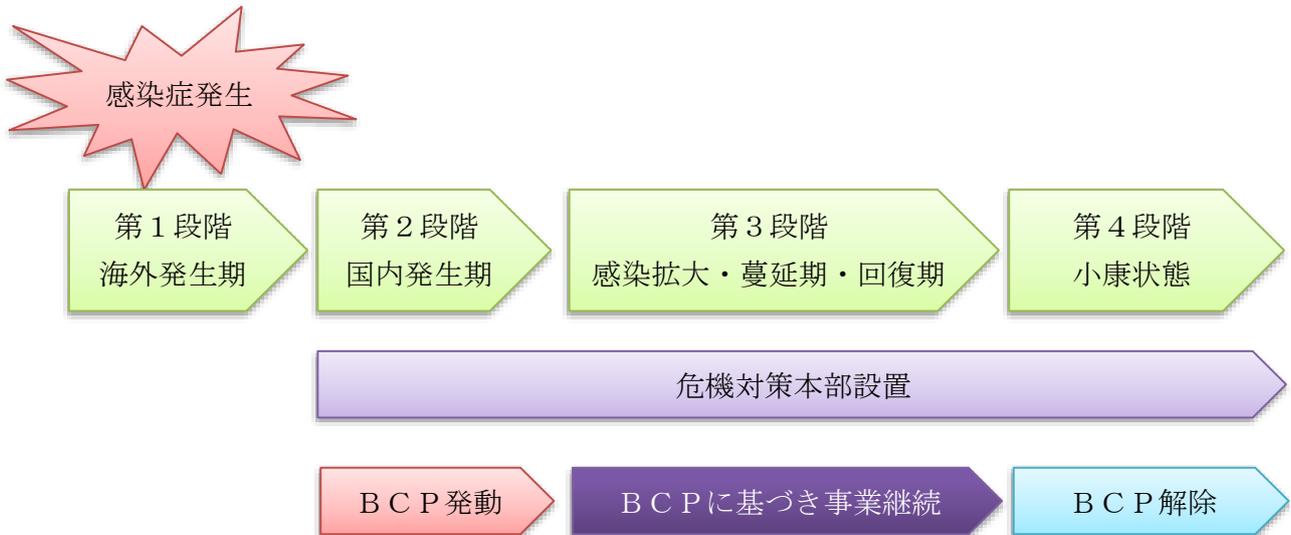
事業継続事業所の事業を継続するために、事業停止事業所職員を派遣する。

ウ 備蓄内容及び備蓄品について

前Iの4の(2)のウの「備蓄」のとおり。(01 別添_事業継続計画書参照)

4 感染症発生後の対応の流れ

感染症発生後における、初動対応から事業継続対応に至るまでの流れを以下に示す。



海外発生期～国内発生期（BCP発動まで）

- ・危機対策本部の設置（国内発生時）
- ・感染予防策の実施
- ・国内外の流行状況、政府・自治体の対応に関する情報収集および情報発信
- ・BCP発動の判断
- ・対外的な情報発信

BCP発動

- ・感染予防策の継続・強化
- ・流行状況、政府・自治体の対応に関する情報収集および情報発信
- ・対外的な情報発信

BCP解除後

- ・通常勤務体制の復帰
- ・感染予防策の緩和・継続
- ・流行状況、政府・自治体の対応に関する情報収集および情報発信
- ・第二波に備えた準備

5 事業所別感染症予防（対策）マニュアル

各事業所における感染症（対策）マニュアルについては以下のとおりとする。

- (1) 法人本部（「(2) 特別養護老人ホームさいかい」に準ずる。）
- (2) 特別養護老人ホームさいかい（短期含む。）
別添第1のとおり
- (3) 養護老人ホームさいかい
別添第2のとおり
- (4) 介護療養型老人保健施設さいかい
別添第3のとおり
- (5) さいかいクリニック（通所リハビリテーション含む。）
別添第4のとおり
- (6) 訪問介護さいかい・訪問介護ふくにゃん
別添第5のとおり
- (7) 訪問リハビリテーションさいかい
別添第6のとおり
- (8) 居宅支援事業所さいかい・介護の窓口ふくにゃん
別添第7のとおり
- (9) デイサービスさいかい
別添第8のとおり

社会福祉法人 福医会 危機管理体制規程

第1章 総則

(目的)

第1条 本規程は、社会福祉法人福医会（以下「法人」という。）に重大な損害を与える「不測の事態」（以下「危機」という。）が発生した場合、危機等の応急対策、復旧対策の基本を定めることにより、総合的かつ計画的な体制の整備及び推進を図り、もって法人の秩序の維持と事業活動の継続に資する事を目的とする。

(危機の定義)

第2条 危機とは、以下の災害等によりサービス提供に影響する重大な事故。

- (1) 火災
 - (2) 落雷
 - (3) 破裂・爆発
 - (4) 地震（津波を含む）
 - (5) 水災（土砂災害を含む）
 - (6) 風災
 - (7) ひょう災
 - (8) 雪災
 - (9) 建物外部からの物体の落下・飛来・衝突
- 2 前項によるものの他、重大な災害等により、利用児・者の生命に重大な状況が生じた場合。
- (1) 新型インフルエンザ感染症
 - (2) 病原性の高い感染症等（以下「新興感染症」という。）

(危機管理の基本心得)

第3条 全職員は、日頃から事業所の管理に万全の注意をはらうとともに、利用者の一人一人について日常行動等十分に把握しておく必要がある。また、危機について迅速かつ適切に対応できるような具体的な計画（防災対策マニュアル・地震対策マニュアル・風水害対策マニュアル・感染症対策マニュアル・新型コロナウイルス感染症対策マニュアル等）を立てると共に、避難や感染拡大防止等に必要な訓練・安全点検を定期的に行い、平時から利用者・職員の安全確保、事故防止策、感染症拡大防止等に努めなければならない。

- 2 全職員は、施設における利用者・職員の安全確保・危機防止、感染症拡大防止等を目的に、日頃から事業所の危機情報の迅速な把握と連携に努めるとともに、常に他の関係事業所等とも連携を図り総合的な安全対策、感染症拡大防止等の立案、実施に努めなければならない。
- 3 第2条第1項の危機発生時には、人命を第一に被害者の救助、被害の拡大防止の視点で利用者・職員全員の安全を最優先させるよう法人全体で連携、協力しなければならない。
- 4 第2条第2項の危機発生時には、人命を第一に施設・事業所で集団感染が発生した場合に

深刻な被害が生じる恐れがあることから感染拡大防止の視点で利用者・職員全員の安全を最優先させるよう法人全体で連携、協力しなければならない。

第2章 危機管理委員会と危機対策本部の設置

(危機管理委員会の設置)

第4条 法人の危機に対応するため危機管理委員会を設置する。

- 2 委員会は、理事長、委員長、各事業所推薦の委員、事務局員をもって構成することを原則とする。
- 3 委員会の委員長は、理事長が推薦するものとする。
- 4 委員会の所掌事務は、以下のとおりとする。
 - (1) 危機防止対策の検討及び研修に関すること。
 - (2) 重大な危機に至る可能性のある事案に係る情報の収集、整理及び分析に関すること。
 - (3) 危機の分析及び再発防止策の検討に関すること。
 - (4) 危機防止のために行う職員に対する指示に関すること。
 - (5) 危機防止のために行う事業所等に対する提言に関すること。
 - (6) 危機対策本部の設置に関すること。
 - (7) その他危機防止に関すること。
- 5 危機管理委員会の検討結果については、定期的に理事会・評議員会に報告するとともに、各事業所委員を通じて、各事業所に周知する。
- 6 危機管理委員会の開催は、定期的に行う。
- 7 危機管理委員会の記録その他の運営は、原則として事務局（法人本部）が行う。

(危機管理委員の業務)

第5条 危機管理委員は原則として各事業所に1名配置することとし、各事業所における次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) リスクマネジャーと協力し、事業所における危機の原因及び防止方法並びに体制の改善方法についての検討及び提言を行う。
- (2) 委員会において決定した危機防止策に関する事項の所属職員への周知徹底を行う。
- (3) 危機管理委員会及び危機対策本部との連絡調整を行う。
- (4) その他危機に関すること。

(危機対策本部の設置)

第6条 理事長は、大規模な危機等が発生したときには、危機管理対策本部を設置する。

(危機管理対策本部の業務内容)

第7条 危機管理対策本部は、同規定第2条第1項の危機等に係る場合は次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 当会における調整機能の確保に関することとする。
 - (2) 当該事業所と協力し、関係者の安否の確認を行うこととする。
 - (3) 当該事業所と協力し、関係者の避難、救助を行うこととする。
 - (4) 各事業所との連絡システムを確保し、電気、ガス、水道、電話等のライフラインの確保及び早期復旧に努めることとする。
 - (5) 危機等対策業務の遂行に当たって必要と認めたときは、外部機関等へ人材の派遣、医療、救護、救援物資の提供等の援助に係る協力を求めることとする。
 - (6) 当該事業所と協力し、被害等に関する情報の収集及び伝達に関することを行うこととし、適宜、関係機関等への報告を行うこととする。
 - (7) 当該事業所と連携・協力し、県・市町・その他関係機関との連絡調整を行うこととする。
 - (8) 理事会・評議員会への報告をおこなう。
 - (9) その他危機等への対応に関し必要な事項を行うこととする。
- 2 危機管理対策本部は、同規定第2条第2項の危機等に係る場合は次に掲げる業務を行うものとする。
- (1) 当会における調整機能の確保に関することとする。
 - (2) 当該事業所と協力し、利用者担当、職員担当、物資担当、情報担当等役割の役割を明確にし、実施事項を分担する。
 - (3) 当該事業所と協力し、事業所内、法人内、利用者家族、自治体、関係業者等との連絡調整を行うこととする。
 - (4) 危機等対策業務の遂行に当たって必要と認めたときは、外部機関等へ人材の派遣、医療、救護、救援物資の提供等の援助に係る協力を求めることとする。
 - (5) その他危機等への対応に関し必要な事項を行うこととする。

(危機管理対策本部の組織)

第8条 危機対策本部は、次に掲げるものをもって組織する。

- (1) 危機対策本部長
- (2) 危機対策副本部長
- (3) 全事業所管理者
- (4) 危機管理委員
- (5) その他危機対策本部長が選任するもの

(危機管理対策本部の本部長)

第9条 危機対策本部に、対策本部長を置く

- 2 対策本部長は、理事長をもって充てる。
- 3 対策本部長は、危機対策本部の総括を行う。

(危機管理対策本部の副本部長)

第10条 危機対策本部に、対策副本部長を置く

- 2 危機対策副本部長は、危機管理委員長を充てる。
- 3 危機対策副本部長は、危機対策本部長を補佐し、危機対策本部長が、不在、事故等にあった場合は、その職務を代行する。

第3章 危機等への対処に関する設置

(危機等の発見者の通報義務)

第11条 職員は、同規定第2条第1項の危機等の予兆を発見し、又は危機等が発生したことを知った場合には、直ちに消防署その他の関係機関に通報するとともに、所属する管理者等に報告しなければならない。

- 2 管理者等は、前項の規定による報告を受けた場合は、速やかに理事長に報告を行うとともに事務局へも報告を行い、事務局は、危機管理委員会へ報告を行う。

(災害の分類)

第12条 危機が生じた場合に迅速に対処するために、危機の種類、程度、影響等に分類し、その区分は別表の通りとする。

(危機管理委員長の役割)

第13条 危機管理委員長は、同規定第2条第1項の危機により、同規定第11条2項の報告を受けた場合又は危機が発生したことを知った場合には、その危機等の種類、程度、影響等に応じ別表に定めるレベル1. レベル2. レベル3の区分のいずれかに該当するかを判断するものとする。

- (1) レベル1に該当すると判断したときは、管理者の指示により危機等へ対処する。ただし、危機管理委員長が、特に必要と認める場合にあつては、危機管理委員長と当該管理者の協議の上、措置を講ずるものとする。
 - (2) レベル2に該当すると判断したときには、危機管理委員会と当該管理者の協議の上、当該危機等に対処する措置を講ずるものとする。
 - (3) レベル3に該当すると判断したときには、理事長は危機管理対策本部を設置する。尚、職員は、独自ドメイン（管理者 株式会社イシマル）により安否確認を行うとともに、自動参集とする。
- 2 危機管理委員長は、同規定第2条第2項の危機により、レベル3に該当すると判断したときには、理事長は危機管理対策本部を設置する。

第4章 各施設における対処

(各専任担当者)

第14条 防災対策及び危機対策において、各専任の対策担当者を配置する。

(各事業所委員会として防災対策委員会及び危機対策委員会の所掌事務)

第 15 条 各事業所委員会として防災対策委員会及び危機対策委員会を設置し、その所掌事務は、以下のとおりとする。

- (1) 事業所内における各諸規程及びマニュアルの策定
 - (2) 職員を対象とした訓練及び研修の実施に関すること。
 - (3) その他、災害や感染対策のための必要な事項に関すること。
- 2 各委員会での検討内容の記録については、適切に作成、保管するほか、委員会の結果について、全職員に周知する。

(職員研修)

第 16 条 各事業所において、防災・感染症・業務継続ごと、以下のとおり職員研修を実施する。

- (1) 新規採用時
- (2) 6 カ月に 1 回以上の研修が必要なサービス
 - ・訪問系サービス（訪問看護、訪問介護、訪問リハビリテーション）
 - ・相談系サービス（居宅介護支援）
- (3) 3 カ月に 1 回以上の研修が必要なサービス
 - ・上記以外のサービス
- (4) その他必要に応じて随時開催する。

(記録)

第 17 条 研修の実施にあたっては、実施者、実施日、実施場所、研修名、内容（研修概要）を記載した記録を作成する。

(訓練)

第 18 条 各事業所において、防災・感染症・業務継続ごとに備えて定期的に訓練を実施する。

- (1) 年 1 回以上の訓練が必要なサービス
 - ・訪問系サービス（訪問看護、訪問介護、訪問リハビリテーション）
 - ・相談系サービス（居宅介護支援）
- (2) 年 2 回以上の訓練が必要なサービス
 - ・上記以外のサービス

(情報の収集)

第 19 条 各管理者は、重大な危機に至る可能性のある事案の情報等を迅速に収集するとともに、収集した情報を理事長及び事務局（法人本部）に報告する。

(避難等)

第 20 条 管理者は、同規定第 2 条第 1 項の危機等が発生し、又は発生する恐れがある場合においては、当該管理者等の属する関係者及び該当管理者の管理する事業所内で生命又は身体に危害が生じる危機があると認めたときには、これらを避難させるものとする。

2 管理者は、被災した利用者等を速やかに安全な場所に誘導する。

(被災者情報の収集及び通報)

第 21 条 管理者は、同規定第 2 条第 1 項の危機等の状況に応じて速やかに当該管理者が管理する事業所等における被災者、被災状況に関わる情報の収集に当たるものとする。

(安否確認)

第 22 条 管理者は、同規定第 2 条第 1 項の危機の場合、当該事業所に属する関係者の安否について、災害等の状況に応じて行うものとする。尚、レベル 3 の場合は、独自ドメイン（管理者 株式会社イシマル）により安否確認の発信を行う。

(関係機関との調整)

第 23 条 同規定第 2 条第 1 項による危機により、危機対策本部設置された場合は、県、市町、医療機関等への被害状況や必要な支援の連絡は、危機対策本部が行う。利用者の家族等の連絡に関しては、以下により当該事業所が行うことを原則とするが、不測の事態であり、互いに連携する。

(1) 利用児・者等の家族への安否確認

利用者等の状況、被害状況や安否を早急に確認して、利用児・者等の精神的不安感の軽減に努め家族に連絡を行う。災害状況によっては、連絡困難となる場合があることから、施設においてあらかじめ連絡方法を定めておく必要がある。

(2) 利用者等の搬送

施設の被害状況や利用者等の健康状態を考慮して、必要があれば、医療機関や他の施設への搬送の検討を行う。

2 同規定第 2 条第 2 項による危機により、危機対策本部設置された場合は、当該事業所と協力し事業所内、法人内、利用者家族、自治体、保健所、外部機関等へ人材の派遣、医療、救護、救援物資の提供、その他関係機関等との連絡調整を行うこととする。

(応急処置)

第 24 条 管理者は、同規定第 2 条第 1 項による危機による場合、被災状況の把握に努めると共に、負傷者を発見したときには速やかに救護に必要な措置を講ずるものとする。

2 管理者は、同規定第 2 条第 2 項による危機による場合、感染状況の把握と感染拡大防止に努めるとともに、感染者が発生した際の初動対応について、速やかに必要な措置を講ずるものとする。

3 管理者は、被害状況、感染拡大状況に応じ、被害、感染の拡大を防止するための必要な措置を講ずるものとする。

4 前項の措置を講ずるときには、二次災害や感染拡大等が発生しないよう十分配慮するものとする。

(危機対策)

第 25 条 管理者は、当該事業所等に所属する関係者に対して、次に掲げる危機等の対策を実施するものとする。

- (1) 防災対策及び感染症対策の教育訓練
- (2) 事業所の設備及び土地並びに危険物等の点検、整備及び安全対策
- (3) 情報の収集並びに伝達方法及び連絡網の整備
- (4) 避難場所の整備と避難対策
- (5) 飲料水、食料、医薬品等の危機発生時に必要な物資の調達対策
- (6) その他危機対策に関する必要な事項

(各種マニュアルの作成)

第 26 条 各管理者は、当該事業所等に即した防災対策マニュアル・地震対策マニュアル・風水害対策マニュアル・感染症対策マニュアル等を作成し、当該事業所に属する関係者にそれを周知する。

(避難住民の受け入れ)

第 27 条 管理者は、同規定第 2 条第 1 項による危機が発生もしくは、発生する恐れがある場合において、地域住民が事業所内に緊急に避難してきたときには、速やかに受け入れるとともに、安全な場所への誘導に努めるものとする。

- 2 管理者は、当該管理者が管理する事業所等を緊急避難場所として提供したときには、直ちに理事長へ報告する。

(施設等の提供)

第 28 条 管理者は、外部機関等から被災地域における人命救助及びその他救護活動等のため、本法人事業所等の提供について要請があったときは、できる限り提供するものとする。

- 2 管理者は、当該管理者が管理する事業所等を提供したときには、直ちに理事長へ報告する。

附則

この規程は、2024 年 3 月 14 日から施行する

(別表 1)

災害レベル区分に関して

災害の区分	レベル 1	レベル 2	レベル 3
地震	震度 4 以下の場合 にあって次に掲げ るとき。 (1)負傷者がいない 場合 (2)建物、建物以外の 工作物、土地又は設 備(以下この表にお いて「事業所」とい う。)の被害の程度 が軽微である場合	1 震度 5 弱又は震 度 5 強の場合に あって、被害の拡 大の恐れがない とき 2 震度 4 以下の場 合に掲げる場合 ①軽傷者が発生し た場合 ②事業所に被害(軽 微であるものを除 く)が発生した場合	1 震度 6 弱以上の 場合 2 震度 5 強以下の 場合であって、次 に掲げるとき (1)死亡者、行方不 明又重傷者が発生 した場合 (2)被害の拡大の恐 れがある場合 (3)震度 5 弱又は震 度 5 強の場合であ って、複数の事業所 で負傷者が発生し 又は事業所に被害 が発生したとき
火災・落雷・破裂・ 爆発・水災・風災・ ひょう災・雪災・建 物外部からの物体 の落下・飛来・衝突	1 負傷者がいない 場合 2 事業所の被害の 程度が軽微であ る場合	1 軽傷者が発生し た場合 2 事業所に被害(軽 微であるものを 除く。)が発生し た場合であって、 被害の拡大の恐 れがないとき	1 死亡者、行方不明 又は重傷者が発 生した場合 2 事業所に被害が 発生した場合で あって、被害の拡 大の恐れがある とき 3 複数の事業所で 負傷者が発生し、 又は施設に被害 が発生した場合
新型インフルエン ザ感染症等			1 各事業所におい て、発症者の割合 が利用者 30%、職 員 20%を超えた 場合

危機管理体制表（災害時）

主な役割	部署・役職		
総括責任者	西海医療福祉センター	特養 老健 クリニック 訪問介護 訪問リハ	事業部部長
	上記以外の事業所	養護 居宅支援事業所 訪問介護 デイサービス	サテライト事業部 部長補佐
事業継続責任者 (リーダー)	西海医療福祉センター	特養 老健 クリニック 訪問介護 訪問リハ	施設長・課長 施設長・課長 院長 在宅支援課長 在宅支援課長
	上記以外の事業所	養護 居宅支援事業所 訪問介護 デイサービス	老人福祉課長 サテライト部長補佐 サテライト部長補佐 管理者
看護・介護担当 (シフト関係)	西海医療福祉センター	特養 老健 クリニック 訪問介護 訪問リハ	介護主幹 看護・介護主任 在宅支援課長 在宅支援課長 在宅支援課長
	上記以外の事業所	養護 居宅支援事業所 訪問介護 デイサービス	老人福祉課長 サテライト部長補佐 サテライト部長補佐 管理者
看護・介護担当 (ケア方法等)	西海医療福祉センター	特養 老健 クリニック 訪問介護 訪問リハ	介護主幹 看護・介護主任 在宅支援課長 在宅支援課長 在宅支援課長
	上記以外の事業所	養護 居宅支援事業所 訪問介護 デイサービス	老人福祉課長 サテライト部長補佐 サテライト部長補佐 管理者
給食担当	西海医療福祉センター	特養 老健 訪問リハ	管理栄養士
	上記以外の事業所	養護	管理栄養士

危機管理体制表（感染症時）

主な役割	部署・役職		
総括責任者	西海医療福祉センター	特養 老健 クリニック 訪問介護 訪問リハ	事業部部長 老健施設長（医師） クリニック院長（医師）
	上記以外の事業所	養護 居宅支援事業所 訪問介護 デイサービス	サテライト事業部 部長補佐 老健施設長（医師） クリニック院長（医師）
事業継続責任者 （リーダー）	西海医療福祉センター	特養 老健 クリニック 訪問介護 訪問リハ	施設長・課長 施設長・課長 院長 在宅支援課長 在宅支援課長
	上記以外の事業所	養護 居宅支援事業所 訪問介護 デイサービス	老人福祉課長 サテライト部長補佐 サテライト部長補佐 管理者
看護・介護担当 （シフト関係）	西海医療福祉センター	特養 老健 クリニック 訪問介護 訪問リハ	介護主幹 看護・介護主任 在宅支援課長 在宅支援課長 在宅支援課長
	上記以外の事業所	養護 居宅支援事業所 訪問介護 デイサービス	老人福祉課長 サテライト部長補佐 サテライト部長補佐 管理者
看護・介護担当 （ケア方法等）	西海医療福祉センター	特養 老健 クリニック 訪問介護 訪問リハ	介護主幹 看護・介護主任 在宅支援課長 在宅支援課長 在宅支援課長
	上記以外の事業所	養護 居宅支援事業所 訪問介護 デイサービス	老人福祉課長 サテライト部長補佐 サテライト部長補佐 管理者
給食担当	西海医療福祉センター	特養 老健 訪問リハ	管理栄養士
	上記以外の事業所	養護	管理栄養士